

頁	正	誤																										
300	5 行目 (見出し) (2) 特例委託輸入者の場合 特例委託輸入者《「第 4 節-IV.-[3]特例委託輸入者」参照》が、…	(2) 特定委託輸入者の場合 特例委託輸入者《「第 4 節-IV.-[3]特例委託輸入者」参照》が、…																										
809 ～ 810	[5] 過少申告加算税の計算 3. 計算事例 例題 WTO 加盟国で生産された下表の品目について、特惠税率を適用して一の輸入 (納税) 申告書で輸入申告をし、輸入の許可を受けたが、当該許可後において、特惠受益国の原産品とは認められず、特惠税率を適用することができないことが判明し、関税法第 7 条の 16 の規定により更正がされることとなった。当該更正により納付すべき関税額には過少申告加算税が課されることとなったが、当該過少申告加算税の額を計算し、その額をマークしなさい。 <table border="1" data-bbox="181 762 1151 922"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th rowspan="2">課税価格</th> <th colspan="3">関税率</th> </tr> <tr> <th>基本税率</th> <th>WTO 協定税率</th> <th>特惠税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>2,485,739 円</td> <td>7.8%</td> <td>6.5%</td> <td><u>4.2%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>《正解》 <u>5,000 円</u></p> <p>《解説》 特惠税率を適用して輸入 (納税) 申告をし、輸入の許可を受けたものの、許可後に特惠税率の適用を否認されて更正がされた場合の過少申告加算税に係る計算の問題である。</p> <p>品目 A について特惠税率の適用ができない場合は、基本税率又は WTO 協定税率のいずれかが適用される。品目 A は WTO 加盟国で生産されたものであり、WTO 協定税率の適用を受けることができ、WTO 協定税率が基本税率より低いので、更正により本来納付すべき税額を計算する際には、WTO 協定税率 6.5% を適用する。また、更正がされた場合の過少申告加算税の税率は 10% となるので、過少申告加算税の額は次のように計算する。</p>	品目	課税価格	関税率			基本税率	WTO 協定税率	特惠税率	A	2,485,739 円	7.8%	6.5%	<u>4.2%</u>	WTO 加盟国で生産された下表の品目について、特惠税率を適用して一の輸入 (納税) 申告書で輸入申告をし、輸入の許可を受けたが、当該許可後において、特惠受益国の原産品とは認められず、特惠税率を適用することができないことが判明し、関税法第 7 条の 16 の規定により更正がされることとなった。当該更正により納付すべき関税額には過少申告加算税が課されることとなったが、当該過少申告加算税の額を計算し、その額をマークしなさい。 <table border="1" data-bbox="1182 762 2152 922"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品目</th> <th rowspan="2">課税価格</th> <th colspan="3">関税率</th> </tr> <tr> <th>基本税率</th> <th>WTO 協定税率</th> <th>特惠税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>2,485,739 円</td> <td>7.8%</td> <td>6.5%</td> <td><u>5.2%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>《正解》 <u>3,000 円</u></p> <p>《解説》 特惠税率を適用して輸入 (納税) 申告をし、輸入の許可を受けたものの、許可後に特惠税率の適用を否認されて更正がされた場合の過少申告加算税に係る計算の問題である。</p> <p>品目 A について特惠税率の適用ができない場合は、基本税率又は WTO 協定税率のいずれかが適用される。品目 A は WTO 加盟国で生産されたものであり、WTO 協定税率の適用を受けることができ、WTO 協定税率が基本税率より低いので、更正により本来納付すべき税額を計算する際には、WTO 協定税率 6.5% を適用する。また、更正がされた場合の過少申告加算税の税率は 10% となるので、過少申告加算税の額は次のように計算する。</p>	品目	課税価格	関税率			基本税率	WTO 協定税率	特惠税率	A	2,485,739 円	7.8%	6.5%	<u>5.2%</u>
品目	課税価格			関税率																								
		基本税率	WTO 協定税率	特惠税率																								
A	2,485,739 円	7.8%	6.5%	<u>4.2%</u>																								
品目	課税価格	関税率																										
		基本税率	WTO 協定税率	特惠税率																								
A	2,485,739 円	7.8%	6.5%	<u>5.2%</u>																								

<p>① 更正前の関税額 (特惠税率を適用した納付済みの関税額)</p> <p>2,485,739 円</p> <p>▼ 1,000 円未満の端数切捨て</p> <p>2,485,000 円 × <u>4.2%</u> = <u>104,370 円</u></p> <p>▼ 100 円未満の端数切捨て</p> <p><u>104,300 円</u></p> <p>② 更正後の関税額 (本来納付すべき関税額)</p> <p>2,485,739 円</p> <p>▼ 1,000 円未満の端数切捨て</p> <p>2,485,000 円 × 6.5% = 161,525 円</p> <p>▼ 100 円未満の端数切捨て</p> <p>161,500 円</p> <p>③ 更正により納付すべき関税額 (増差税額)</p> <p>②161,500 円 - ①<u>104,300 円</u> = <u>57,200 円</u></p> <p>④ 過少申告加算税額</p> <p>増差税額 <u>57,200 円</u></p> <p>▼ 1 万円未満の端数切捨て</p> <p><u>50,000 円</u> × 10% = <u>5,000 円</u></p> <p>(注) 増差税額 (<u>57,200 円</u>) は、当初申告により納付した関税額 (<u>104,300 円</u>) と 50 万円とのいずれが多い額である 50 万円を超えないので、加重過少申告加算税は課されない。</p>	<p>① 更正前の関税額 (特惠税率を適用した納付済みの関税額)</p> <p>2,485,739 円</p> <p>▼ 1,000 円未満の端数切捨て</p> <p>2,485,000 円 × <u>5.2%</u> = <u>129,220 円</u></p> <p>▼ 100 円未満の端数切捨て</p> <p><u>129,200 円</u></p> <p>② 更正後の関税額 (本来納付すべき関税額)</p> <p>2,485,739 円</p> <p>▼ 1,000 円未満の端数切捨て</p> <p>2,485,000 円 × 6.5% = 161,525 円</p> <p>▼ 100 円未満の端数切捨て</p> <p>161,500 円</p> <p>③ 更正により納付すべき関税額 (増差税額)</p> <p>②161,500 円 - ①<u>129,200 円</u> = <u>32,300 円</u></p> <p>④ 過少申告加算税額</p> <p>増差税額 <u>32,300 円</u></p> <p>▼ 1 万円未満の端数切捨て</p> <p><u>30,000 円</u> × 10% = <u>3,000 円</u></p> <p>(注) 増差税額 (<u>32,300 円</u>) は、当初申告により納付した関税額 (<u>129,200 円</u>) と 50 万円とのいずれが多い額である 50 万円を超えないので、加重過少申告加算税は課されない。</p>
---	---